

ゼロカーボン社会の実現に向け、全国唯一の 条例による建築物への再エネ導入義務を強化



おか やま しょう へい
岡山 祥平

1. はじめに

京都は、パリ協定にも受け継がれた京都議定書発効の地であり、地球温暖化防止に向けた先駆的な取組を進めるため、京都府は2010年度、「京都府地球温暖化対策条例（以下「府温対条例」という。）」を改正し、全国唯一となる建築物へ再エネ設備の導入・設置を義務付ける制度を制定した（2015年「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」（以下「府再エネ条例」という。）に建築物の再エネ導入義務制度を移管）。

京都市も地球温暖化対策条例を制定し、現在も府市協調条例として、建築物への再エネ導入義務などはじめ一体となって地球温暖化防止に向けた条例の取組を実施している。

条例制定後、現在の社会の動きを見ると、気候変動問題への関心や温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が世界的に進み、温室効果ガスを減らすという「低炭素」から、温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという「脱炭素」を目指す動きが世界的な潮流となっている。

京都府においても、西脇知事が2020年2月に府内で開催した国際的な環境フォーラム「KYOTO地球環境の殿堂」において、「2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを宣言。その実現に向けて、府温対条例及び府再エネ条例を2020年12月に改正し、再エネの最大限の導入及び、新たな再エネの需要創出に向け、これまで以上の取組を進めていくこととなった。



写真-1 「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式での宣言の様子

2. 改正前の府再エネ条例の義務規定

1) 状況

2020年12月改正前の府再エネ条例では、床面積（増築にあっては増築に係る部分）の合計が2,000㎡以上の特定建築物の新増築時に、一律年間3万MJ以上（太陽光発電の場合3.1kw程度）の再エネを利用するための設備の導入義務を規定しており、また、建築主は、建築確認申請時に、再エネ設備等の導入内容を記載した再エネ導入計画書を提出し、設置完了後は報告書を提出することとなっている。

* 京都府 府民環境部 エネルギー政策課 課長補佐兼係長

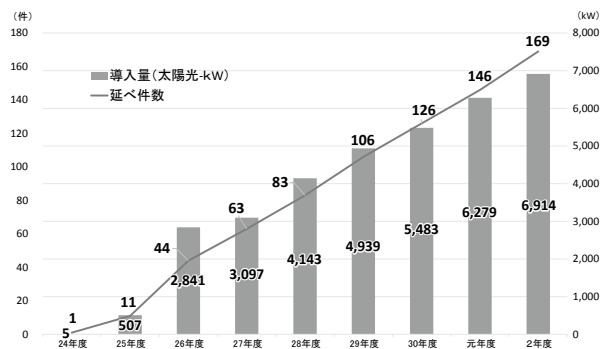


図-1 特定建築物への再エネ導入量の推移（太陽光のみ）

2) 課題

改正前の府再エネ条例に基づく再エネ導入事例では、特定建築物の中で比較的小規模な建築物でも導入義務量を超える事例（図-2内①）が見られる一方、大規模建築物でも導入義務量相当しか導入されない事例（図-2内②）が多数あり、太陽光発電の適地が減少していると言われている中で、導入ポテンシャルを有する建築物の屋根を十分に活かされていないことが課題となっていた。

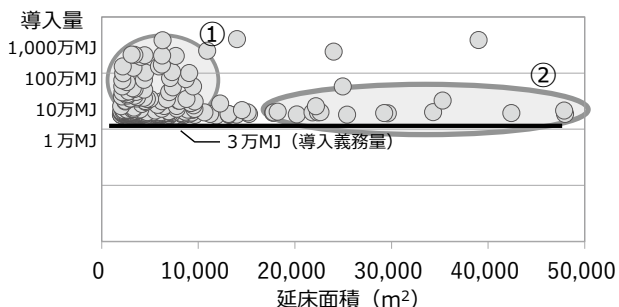


図-2 延床面積と再エネ導入量の相関

3. 府再エネ条例の改正内容

建築物は再エネ導入ポテンシャルが高く、また長期にわたり温室効果ガス排出量に影響を及ぼすことから、京都府は京都市とともに2020年12月に建築物への再エネ導入に関する部分について、府再エネ条例を改正し、対策を強化した。

1) 建築物への再エネ導入義務の強化

条例改正の柱のひとつとして、導入事例の多くが導入義務量（3万MJ/年）の再エネ導入にとどまっていた特定建築物に対して、再エネの導入・設置義務量を一律ではなく延床面積に比例した量とするこ

ととした。導入量の算定に当たっては、3万MJ/年の義務量を超えて導入したトップランナー事例の導入量を床面積当たりで平均化した数値である、30MJ/m²に延床面積を乗じたものとした（導入義務量は面積に応じて6万MJ～45万MJ（上限）/年）。

また、新たに準特定建築物（延床面積300m²以上2,000m²未満）に対して、再エネ設備の導入を義務化（一律3万MJ/年）することとした（いずれも2022年4月から施行）。

さらに、府民にも再エネ導入の努力義務を新たに規定した。

これにより、導入義務の対象となる建築物は京都市を除く京都府内で年間20件程度であったところが2022年4月の施行以降は200件程度まで拡大する見込みである。

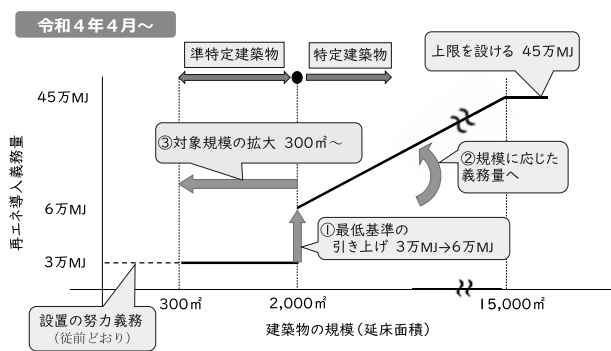


図-3 再エネ導入義務量の強化

2) 建築士からの再エネ導入可能量等説明義務の創設

特定建築物の建築主を対象に2019年度に実施した調査では、建築主による再エネ導入・設置量の判断には建築士等からの提案内容が大きな影響を与えることがわかった。

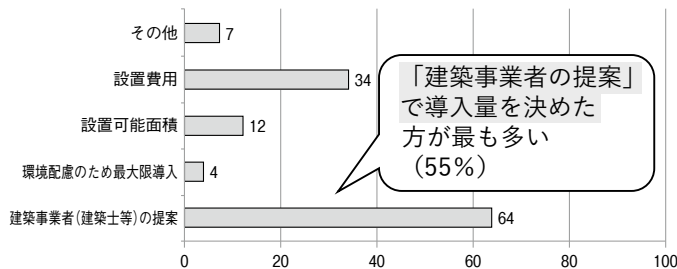
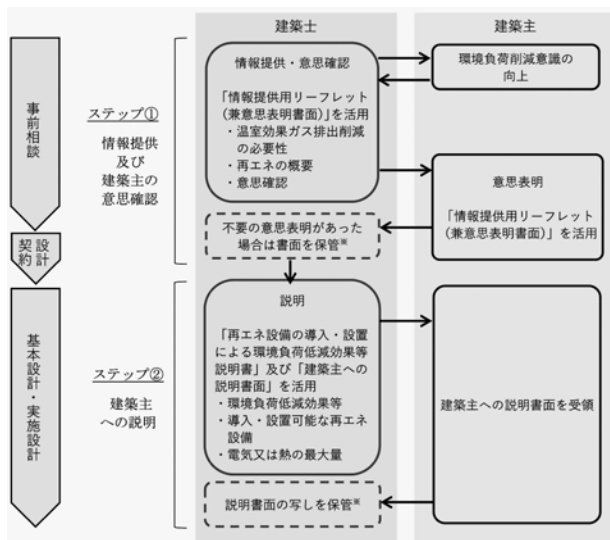


図-4 再エネ導入を決めたきっかけ（2019年府調査）

そのため、もうひとつの府再エネ条例改正の柱として、建築士に対して、建築主に対する太陽光や太

陽熱などの再エネ設備の導入可能量や設置効果の説明義務を創設。説明義務対象の建築物は床面積10㎡以上とし、府内で建築されるほぼすべての建築物に対して、建築士から再エネ導入に関する情報が提供されるようになった（ただし、床面積が300㎡未満の場合は、光熱費の低減効果や停電時にも電力供給が可能となるなどの説明のみ）。

これにより、建築主が建築士から提供される情報を元に、より多くの再エネ導入を検討することが期待できるほか、多くの府民にも再エネ導入を検討いただけることを目指している。



説明義務は、建築主から説明を要しない旨の意思の表明（書面）があった場合には非適用
説明書面の保管義務は、京都市域外の300㎡未満の建築物には非適用

図ー5 再エネ導入説明義務のフロー

4. 再エネ導入に向けた要件緩和や支援策

1) 要件緩和

改正前の府再エネ条例では、再エネ設備の設置場所は新たに建築する建築物の屋根に限られていたが、導入義務量を強化していくことを踏まえ、2021年4月から、同一敷地内の駐車場や既存建物の屋根への設置も可能とすることとした。

これにより、様々な屋上設備が設置される可能性のある屋根のみではなく、より柔軟に設置場所を検

討できることとなった。また、同一敷地内で建築物完成後に撤去される予定の仮設の建築物などは、再エネ導入義務量を算定する床面積に含まないとするなど、延床面積に応じた再エネ導入義務量が過大とならないよう配慮している。

2) 再エネ導入に向けた支援策

府では、上述のような一定規模以上の建築物に対する導入義務等の規制的措施に加えて、小規模建築物に対する再エネ設備の導入・設置に対する融資・補助制度などの導入支援も行っている。

300㎡未満の事業用建築物を対象に、太陽光発電などの再エネ設備と蓄電池又はエネルギーマネジメントシステム（EMS）を同時設置する場合には、1/3（3種同時の場合は1/2）の補助制度または府税の減免制度を活用することができる。

また、家庭向けの再エネ導入支援策として、府内の市町と連携した太陽光と蓄電池同時設置に対する補助制度、PPA手法で太陽光を導入した場合の支援策も実施している。

加えて、2021年度から、給湯や床暖房に活用可能な太陽熱利用設備の導入にかかる費用の補助率を1/5から1/3に拡充するなど、規制的措施と支援策の両輪で再エネの導入拡大を進めていく。

5. 最後に

カーボンニュートラルに向け、再エネ導入を進めていく必要があるが、府再エネ条例の建築物への導入義務や建築士の説明義務は、関係者の方々の御協力により成り立っているものであり、改めてこの場を借りてお礼を申し上げたい。

先日、地球温暖化問題に取り組んでこられた真鍋淑郎氏がノーベル物理学賞を受賞されたが、地球温暖化防止には、社会が一体となって温室効果ガス排出量削減を進めていく必要があり、今後も皆様のご協力をお願いしたい。

【著者紹介】 岡山 祥平（おかやま しょうへい）

立命館大学大学院法学研究科卒。平成16年京都府庁入庁。入庁後、産業廃棄物行政に携わった後、府管住宅の管理、Uターン就職などの支援などを経験。平成28年に現在のエネルギー政策課へ配属。再エネ発電所誘致制度や地域の再エネを活用した地域振興計画の策定等の業務を経て現職。